

別表第一（第二条から第四条まで）

| 事業の種類 | 事業の要件 | 基本事業の事業規模 | 複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模 |
|-------------|--|---|--|
| 一 道路の新設又は改築 | イ 道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する道路（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第四号に規定する首都高速道路若しくは道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十二条第一項に規定する指定都市高速道路（以下「首都高速道路等」という。）であるものを除く。）であって、道路法第四十八条の二第一項又は第二項の規定により道路管理者が自動車のみの一般交通の用に供する道路又は道路の部分として指定し、又は指定しようとするもの（以下「自動車専用道路」という。）の新設の事業 | 車線（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第七号に規定する登坂車線、同条第八号に規定する屈折車線及び同条第九号に規定する変速車線を除く。以下同じ。）の数が四以上である道路を設けるもの | |
| | ロ 自動車専用道路の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの | 車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が四以上であるものに限る。）の長さの合計が一キロメートル以上であるもの | |
| | ハ 道路法第五条第一項に規定する道路（首都高速道路等又は自動車専用道路であるものを除く。以下「一般国道」という。）の新設の事業 | 車線の数が四以上であり、かつ、長さが七・五キロメートル以上である道路を設けるもの | 車線の数が四以上であり、かつ、長さが三・七五キロメートル以上である道路を設けるもの |
| | ニ 一般国道の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの | 車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けら | 車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けら |

| 事業の種類 | 事業の要件 | 基本事業の事業規模 | 複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模 |
|-------|--|---|---|
| | | れる道路の部分（車線の数が四以上であるものに限る。）の長さの合計が七・五キロメートル以上であるもの | れる道路の部分（車線の数が四以上であるものに限る。）の長さの合計が三・七五キロメートル以上であるもの |
| | ホ 道路法第七条第一項又は第八条第一項に規定する道路（自動車専用道路又は道路整備特別措置法第十二条第一項に規定する指定都市高速道路であるものを除く。以下「県道等」という。）の新設の事業 | 車線の数が四以上であり、かつ、長さが十キロメートル以上である道路を設けるもの | 車線の数が四以上であり、かつ、長さが五キロメートル以上である道路を設けるもの |
| | へ 県道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの | 車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が四以上であるものに限る。）の長さの合計が十キロメートル以上であるもの | 車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が四以上であるものに限る。）の長さの合計が五キロメートル以上であるもの |
| | ト 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第一号の農業用道路（以下「農道」という。）の新設の事業 | 車線に相当するもの（以下「車線相当部」という。）の数が四以上であり、かつ、長さが十キロメートル以上である農道を設けるもの | 車線相当部の数が四以上であり、かつ、長さが五キロメートル以上である農道を設けるもの |
| | チ 農道の改築の事業であって、農道の区域を変更して車線相当部の数を増加させるもの | 車線相当部の数の増加に係る部分（改築後の車線相当部の数が四以上であるものに限る。）の長さが十キロメートル以上であるもの | 車線相当部の数の増加に係る部分（改築後の車線相当部の数が四以上であるものに限る。）の長さが五キロメートル以上であるもの |
| | リ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第二項第四号の林道（以下「林道」という。）の開設の事業 | 幅員が六・五メートル以上であり、かつ、長さが十キロメートル以上で | 幅員が六・五メートル以上であり、かつ、長さが五キロメートル以上で |

| 事業の種類 | 事業の要件 | 基本事業の事業規模 | 複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模 |
|-------|--|--|---|
| | ヌ 林道の改良の事業であって、林道の幅員を拡大させるもの | ある林道を設けるもの 幅員の拡大に係る部分（改良後の幅員が六・五メートル以上であるものに限る。）の長さが十キロメートル以上であるもの | ある林道を設けるもの 幅員の拡大に係る部分（改良後の幅員が六・五メートル以上であるものに限る。）の長さが五キロメートル以上であるもの |
| | ル 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二条第三号に規定する国定公園（以下「国定公園」という。）の区域のうち自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第九条の二第一号に規定する第一種特別地域に区分された区域、国定公園の区域のうち同法第二十一条第一項の特別保護地区若しくは同法第二十二条第一項の海域公園地区として指定された区域、千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第二条第一号に規定する自然公園（以下「自然公園」という。）の区域のうち千葉県立自然公園条例施行規則（昭和三十五年千葉県規則第十五号）第十一条第一号に規定する第一種特別地域に区分された区域又は千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号）第六条第一項の自然環境保全地域（以下「自然環境保全地域」という。）として指定された区域のうち同条例第九条第一項の特別地区として指定された区域（以下「自然公園等の区域」という。）内における自動車専用道路、一般国道、県道等又は農道（以下「自動車専用道路等」という。）の新設の事業（この項のイ、ハ、ホ又はトに該当するものを除く。） | 車線又は車線相当部（以下「車線等」という。）の数が二以上である道路又は農道を設けるもの | |
| | ヲ 自然公園等の区域内における自動車専用道路等の改築の事業であって、道路又は農道の区域を変更して車線等の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの（この項のロ、ニ、ヘ又はチに該当するものを除く。） | 車線等の数の増加に係る部分（改築後の車線等の数が二以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が二以上であるものに | |

| 事業の種類 | 事業の要件 | 基本事業の事業規模 | 複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模 |
|------------|---|---|----------------------------|
| | | 限る。)の長さの合計が一キロメートル以上であるもの | |
| | ワ 自然公園等の区域内における林道の開設の事業（この項のりに該当するものを除く。） | 幅員が六・五メートル以上である林道を設けるもの | |
| | カ 自然公園等の区域内における林道の改良の事業であって、林道の幅員を拡大させるもの（この項の又に該当するものを除く。） | 幅員の拡大に係る部分（改良後の幅員が六・五メートル以上であるものに限る。）の長さが一キロメートル以上であるもの | |
| 二 河川 工事 | イ ダムの新築の事業であって、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（以下「河川」という。）に関して実施されるもの（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十五号に規定する発電事業者（その者が国土交通大臣、知事又は独立行政法人水資源機構である場合を除く。以下「発電事業者」という。）であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。） | 河川管理施設等構造令（昭和三十九年政令第百九十九号）第二条第二号に規定するサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第一号に規定する常時満水位。）における貯水池の水面の面積（以下「貯水面積」という。）が七十五ヘクタール以上であるもの | 貯水面積が三十七・五ヘクタール以上であるもの |
| | ロ 堰（せき）の新築の事業であつて、河川に関して実施されるもの（当該堰（せき）が水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該 | 計画湛（たん）水位（堰（せき）の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰（せき）によつてたたえることとした流水の最高の水位で堰（せき）の直上流部におけるものをいう。）における湛（たん）水区 | 湛（たん）水面積が三十七・五ヘクタール以上であるもの |

| 事業の種類 | 事業の要件 | 基本事業の事業規模 | 複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模 |
|-----------------|--|---|---|
| | 当するものを除く。) | 域の面積（以下「湛（たん）水面積」という。）が七十五ヘクタール以上であるもの | |
| | ハ 堰（せき）の改築の事業であって、河川に関して実施されるもの（当該改築後の堰（せき）が水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。） | 改築後の湛（たん）水面積が七十五ヘクタール以上であり、かつ、湛（たん）水面積が三十七・五ヘクタール以上増加することとなるもの | 改築後の湛（たん）水面積が三十七・五ヘクタール以上であり、かつ、湛（たん）水面積が十八・七五ヘクタール以上増加することとなるもの |
| | ニ 湖沼水位調節施設の新築の事業であつて、河川法第八条に規定する河川工事（以下「河川工事」という。）として実施されるもの | 施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計が七十五ヘクタール以上であるもの | 施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計が三十七・五ヘクタール以上であるもの |
| | ホ 放水路の新築の事業であつて、河川工事として実施されるもの | 七十五ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更するもの | 三十七・五ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更するもの |
| 三 鉄道又は軌道の建設又は改良 | イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道（懸垂式鉄道、跨（こ）り座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道、同法附則第六項第一号に規定する新幹線鉄道規格新線及び同項第二号に規定する新幹線鉄道直通線を除く。以下「普通鉄道」という。）の建設の事業 | 長さが五キロメートル以上である鉄道を設けるもの | 長さが二・五キロメートル以上である鉄道を設けるもの |
| | ロ 普通鉄道に係る鉄道施設の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。以 | 改良に係る部分の長さが五キロメートル以上であるもの | 改良に係る部分の長さが二・五キロメートル以上であるもの |

| 事業の種類 | 事業の要件 | 基本事業の事業規模 | 複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模 |
|--------------------|---|---|---|
| | 下「鉄道施設の改良」という。)の事業 | | |
| | ハ 鉄道事業法による鉄道（懸垂式鉄道及び跨（こ）座式鉄道であって、軌道桁（けた）が一本であるものに限る。以下「モノレール」という。）の建設の事業 | 長さが五キロメートル以上であるモノレールを設けるもの | 長さが二・五キロメートル以上であるモノレールを設けるもの |
| | ニ モノレールに係る鉄道施設の改良の事業 | 改良に係る部分の長さが五キロメートル以上であるもの | 改良に係る部分の長さが二・五キロメートル以上であるもの |
| | ホ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道（普通鉄道又はモノレールの構造と同様の構造を有するものに限る。以下「新設軌道」という。）の建設の事業 | 長さが五キロメートル以上である軌道を設けるもの | 長さが二・五キロメートル以上である軌道を設けるもの |
| | ヘ 新設軌道に係る線路の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。以下「線路の改良」という。）の事業 | 改良に係る部分の長さが五キロメートル以上であるもの | 改良に係る部分の長さが二・五キロメートル以上であるもの |
| 四 飛行場及びその施設の設置又は変更 | イ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「飛行場」という。）及びその施設の設置の事業 | 長さが千八百七十五メートル以上である滑走路を設けるもの | 長さが九百三十七・五メートル以上である滑走路を設けるもの |
| | ロ 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業 | 新設する滑走路の長さが千八百七十五メートル以上であるもの | 新設する滑走路の長さが九百三十七・五メートル以上であるもの |
| | ハ 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業 | 延長後の滑走路の長さが千八百七十五メートル以上であり、かつ、滑走路を三百七十五メートル以上延長するもの | 延長後の滑走路の長さが九百三十七・五メートル以上であり、かつ、滑走路を百八十七・五メートル以上延長するもの |
| 五 発電用電気工作物の設置又は変更 | イ 水力発電所の設置の工事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰（せき）が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰（せき）の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰（せき）の新築若しくは改築である部分を除く。） | 出力が二万二千五百キロワット以上であるもの | 出力が一万一千二百五十キロワット以上であるもの |
| | ロ 水力発電所の変更の工事業（当該 | 出力が二万二千五 | 出力が一万一千二 |

| 事業の種類 | 事業の要件 | 基本事業の事業規模 | 複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模 |
|-------|---|---|--|
| | 水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰（せき）の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰（せき）の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰（せき）の新築若しくは改築である部分を除く。） | 百キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの | 百五十キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの |
| ハ | 火力発電所（地熱を利用するものを除く。以下同じ。）の設置の工事業 | 出力が十一万二千五百キロワット以上であるもの | 出力が五万六千二百五十キロワット以上であるもの |
| ニ | 火力発電所の変更の工事業 | 出力が十一万二千五百キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの | 出力が五万六千二百五十キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの |
| ホ | 太陽電池発電所の設置の工事業 | イ 国定公園の区域内で実施される事業にあつては、太陽光を電気に変換する設備の水平投影面積（以下「発電設備面積」という。）の合計が十ヘクタール以上であるもの（自然公園法第三十三条第七項の行為として実施されるものを除く。） ロ 自然公園の区域内で実施される事業にあつては、発電設備面積の合計が十ヘクタール以上であるもの（千葉県立自然公園条例第二十条第七項の行為として実施されるもの | イ 国定公園の区域内で実施される事業にあつては、発電設備面積の合計が五ヘクタール以上であるもの（自然公園法第三十三条第七項の行為として実施されるものを除く。） ロ 自然公園の区域内で実施される事業にあつては、発電設備面積の合計が五ヘクタール以上であるもの（千葉県立自然公園条例第二十条第七項の行為として実施されるものを除く。） ハ 自然環境保全地域として指定された区域内で |

| 事業の種類 | 事業の要件 | 基本事業の事業規模 | 複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模 |
|-------|-------|---|--|
| | | <p>を除く。)</p> <p>ハ 自然環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあつては、発電設備面積の合計が十ヘクタール以上であるもの（千葉県自然環境保全条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ニ 千葉県自然環境保全条例第十五条第一項の郷土環境保全地域（以下「郷土環境保全地域」という。）として指定された区域内で実施される事業にあつては、発電設備面積の合計が十ヘクタール以上であるもの（同条例第十八条第二項において準用する同条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ホ 千葉県自然環境保全条例第二十条第一項の緑地環境保全地域（以下「緑地環境保全地域」という。）として指定された区域内で実施される事業にあつて</p> | <p>実施される事業にあつては、発電設備面積の合計が五ヘクタール以上であるもの（千葉県自然環境保全条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ニ 郷土環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあつては、発電設備面積の合計が五ヘクタール以上であるもの（千葉県自然環境保全条例第十八条第二項において準用する同条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ホ 緑地環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあつては、発電設備面積の合計が五ヘクタール以上であるもの（千葉県自然環境保全条例第二十三条第二項において準用する同条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ヘ 地域森林計画対象民有林の区</p> |

| 事業の種類 | 事業の要件 | 基本事業の事業規模 | 複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模 |
|-------|----------------|---|---|
| | | <p>は、発電設備面積の合計が十ヘクタール以上であるもの（同条例第二十三条第二項において準用する同条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。）</p> <p>へ 森林法第五条第一項の地域森林計画の対象となっている民有林（以下「地域森林計画対象民有林」という。）の区域内において実施される事業にあっては、発電設備面積の合計が十ヘクタール以上であるもの（森林法第十条の二第一項ただし書に該当する場合及びイからホまでに該当するものを除く。）</p> <p>ト イからへまでに掲げる事業以外の事業にあっては、発電設備面積の合計が四十ヘクタール以上であるもの</p> | <p>域内において実施される事業にあっては、発電設備面積の合計が五ヘクタール以上であるもの（森林法第十条の二第一項ただし書に該当する場合及びイからホまでに該当するものを除く。）</p> <p>ト イからへまでに掲げる事業以外の事業にあっては、発電設備面積の合計が二十ヘクタール以上であるもの</p> |
| へ | 太陽電池発電所の変更の工事業 | イ 国定公園の区域内で実施される事業にあっては、新たに設置する太陽光を電気に変換する設備の水平投影面積（以下「新設 | イ 国定公園の区域内で実施される事業にあっては、新設発電設備面積の合計が五ヘクタール以上であるもの（自然公園法第 |

| 事業の種類 | 事業の要件 | 基本事業の事業規模 | 複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模 |
|-------|-------|---|--|
| | | <p>発電設備面積」という。)の合計が十ヘクタール以上であるもの(自然公園法第三十三条第七項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ロ 自然公園の区域内で実施される事業にあつては、新設発電設備面積の合計が十ヘクタール以上であるもの(千葉県立自然公園条例第二十条第七項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ハ 自然環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあつては、新設発電設備面積の合計が十ヘクタール以上であるもの(千葉県自然環境保全条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ニ 郷土環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあつては、新設発電設備面積の合計が十ヘクタール以上であるもの(千葉県自然環境保全条</p> | <p>三十三条第七項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ロ 自然公園の区域内で実施される事業にあつては、新設発電設備面積の合計が五ヘクタール以上であるもの(千葉県立自然公園条例第二十条第七項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ハ 自然環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあつては、新設発電設備面積の合計が五ヘクタール以上であるもの(千葉県自然環境保全条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ニ 郷土環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあつては、新設発電設備面積の合計が五ヘクタール以上であるもの(千葉県自然環境保全条例第十八条第二項において準用する同条例第十一条第六項の行為として実施さ</p> |

| 事業の種類 | 事業の要件 | 基本事業の事業規模 | 複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模 |
|-------|-------|--|--|
| | | <p>例第十八条第二項において準用する同条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ホ 緑地環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあつては、新設発電設備面積の合計が十ヘクタール以上であるもの（千葉県自然環境保全条例第二十三条第二項において準用する同条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ヘ 地域森林計画対象民有林の区域内において実施される事業にあつては、新設発電設備面積の合計が十ヘクタール以上であるもの（森林法第十条の二第一項ただし書に該当する場合及びイからホまでに該当するものを除く。)</p> <p>ト イからへまでに掲げる事業以外に掲げる事業にあつては、新設発電設備面積の合計が四十ヘクタール以上であるも</p> | <p>れるものを除く。)</p> <p>ホ 緑地環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあつては、新設発電設備面積の合計が五ヘクタール以上であるもの（千葉県自然環境保全条例第二十三条第二項において準用する同条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ヘ 地域森林計画対象民有林の区域内において実施される事業にあつては、新設発電設備面積の合計が五ヘクタール以上であるもの（森林法第十条の二第一項ただし書に該当する場合及びイからホまでに該当するものを除く。)</p> <p>ト イからへまでに掲げる事業以外に掲げる事業にあつては、新設発電設備面積の合計が二十ヘクタール以上であるもの</p> |

| 事業の種類 | 事業の要件 | 基本事業の事業規模 | 複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模 |
|----------------------|---|--|--|
| | | の | |
| | ト 風力発電所の設置の工事業 | 出力が七千五百キロワット以上であるもの | 出力が三千七百五十キロワット以上であるもの |
| | チ 風力発電所の変更の工事業 | 出力が七千五百キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの | 出力が三千七百五十キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの |
| 六 廃棄物最終処分場の設置又は変更 | イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業 | 埋立処分の用に供される場所の面積（以下「埋立処分面積」という。）が四ヘクタール以上であるもの | 埋立処分面積が二ヘクタール以上であるもの |
| | ロ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業 | 埋立処分面積が二ヘクタール以上増加し、かつ、増加後の埋立処分面積が四ヘクタール以上であるもの | 埋立処分面積が一ヘクタール以上増加し、かつ、増加後の埋立処分面積が二ヘクタール以上であるもの |
| 七 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓 | 公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業 | 埋立て又は干拓に係る区域の面積が四十ヘクタール以上であるもの | 埋立て又は干拓に係る区域の面積が二十ヘクタール以上であるもの |
| 八 土地区画整理事業 | イ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）であって、主として住宅、工場又は研究施設の設置の用に供する目的で実施される事業 | 施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるもの | 施行区域の面積が二十五ヘクタール以上であるもの |
| | ロ 土地区画整理事業であって、主として住宅、工場又は研究施設の設置の用に供する目的以外の目的で実施される事業 | 施行区域の面積が七十五ヘクタール以上であるもの | 施行区域の面積が三十七・五ヘクタール以上であるもの |
| 九 新住宅市街地開発事業 | 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業である事業 | 施行区域の面積が七十五ヘクタール以上であるもの | 施行区域の面積が三十七・五ヘクタール以上であるもの |
| 十 工業団地造成事業 | 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第五項に規定する工業団地 | 施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるもの | 施行区域の面積が二十五ヘクタール以上であるもの |

| 事業の種類 | 事業の要件 | 基本事業の事業規模 | 複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模 |
|---------------------|--|---|---------------------------|
| | 造成事業である事業 | | |
| 十一 新都市基盤整備事業 | 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業である事業 | 施行区域の面積が七十五ヘクタール以上であるもの | 施行区域の面積が三十七・五ヘクタール以上であるもの |
| 十二 流通業務団地造成事業 | 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業である事業 | 施行区域の面積が七十五ヘクタール以上であるもの | 施行区域の面積が三十七・五ヘクタール以上であるもの |
| 十三 宅地開発事業 | イ 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（主として同条第十一項に規定する第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行われるものを除く。）として実施される事業（八の項から十二の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当するもの並びに同法第二十九条第一項第十号又は第十一号及び第二項第二号に該当するものを除く。以下「宅地開発事業」という。）であって、主として住宅、工場又は研究施設の設置の用に供する目的で実施されるもの | 開発区域の面積が五十ヘクタール以上であるもの | 開発区域の面積が二十五ヘクタール以上であるもの |
| | ロ 宅地開発事業であって、主として住宅、工場又は研究施設の設置の用に供する目的以外の目的で実施されるもの | 開発区域の面積が七十五ヘクタール以上であるもの | 開発区域の面積が三十七・五ヘクタール以上であるもの |
| 十四 レクリエーション施設用地造成事業 | イ 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（主として同条第十一項に規定する第二種特定工作物（墓園を除く。）の建設の用に供する目的で行われるものに限る。）として実施される事業（同法第二十九条第一項第十号又は第十一号及び第二項第二号に該当するものを除く。以下「レクリエーション施設用地造成事業」という。）であって、主として総合運動場、総合遊園地、ゴルフ場（この項のロ又はハに該当するものを除く。）その他の運動・レジャー施設の設置の用に供する目的で実施されるもの | 開発区域の面積が七十五ヘクタール以上であるもの | 開発区域の面積が三十七・五ヘクタール以上であるもの |
| | ロ レクリエーション施設用地造成事業であって、ゴルフ場の新設の用に供する目的で実施されるもの | ホールの数が十八以上であり、かつ、コースの総延長距離をホールの数で除して得た距離（以下「ホールの平均距離」という。）が二百メー | |

| 事業の種類 | 事業の要件 | 基本事業の事業規模 | 複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模 |
|--------------|--|--|---|
| | | トル以上であるもの及びコースの総延長距離が三千六百メートル以上であるもの | |
| | ハ レクリエーション施設用地造成事業であって、ゴルフ場の増設の用に供する目的で実施されるもの | ホール数が九以上又はコースの総延長距離が千八百メートル以上増加し、かつ、増設後のホールの総数が十八以上又は増設後のコースの総延長距離が三千六百メートル以上となるもの（増設に係る部分のホールの平均距離が二百メートル未満であるもの及び増設後の全体のホールの平均距離が二百メートル未満であるものを除く。） | |
| 十五 工場の新設又は増設 | イ 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項に規定する特定工場（以下「特定工場」という。）の新設（敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を除く。）の事業（当該特定工場の敷地内において火力発電所の設置の工事（五の項のハの第二欄に掲げる要件に該当し、かつ、同項のハの第三欄に掲げる事業規模以上であるもの及び関連対象事業に該当する火力発電所の設置の工事の事業に係るものに限る。）が当該新設の事業と併せて実施されるときは、当該工事に係る部分を除く。） | 一日当たりの排水量（一過性冷却水の排水量を除くものとし、工期を分割する場合（当該新設の事業の着手後五年以内に増設（工作物の改築を含む。以下同じ。）する場合を含む。）にあっては、全体量とする。この項のイの第四欄において同じ。）が一万立方メートル以上であるもの及び重油の総発熱量に換算（重油の総発熱量を一リットル当たり四万五百キロジュールとし、重油 | 一日当たりの排水量が五千立方メートル以上であるもの及び重油の総発熱量に換算をした一時間当たりの燃料使用量が十トン以上であるもの |

| 事業の種類 | 事業の要件 | 基本事業の事業規模 | 複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模 |
|-------|--|---|--|
| | | <p>の密度を一リットル当たり〇・九キログラムとして換算するものとする。以下同じ。)をした一時間当たりの燃料使用量(工期を分割する場合(当該新設の事業の着手後五年以内に増設する場合を含む。)にあつては、全体量とする。この項のイの第四欄において同じ。)が二十トン以上であるもの</p> | |
| | <p>ロ 特定工場の増設の事業(当該特定工場の敷地内において火力発電所の設置又は変更の工事(五の項のハ又はニの第二欄に掲げる要件に該当し、かつ、同項のハ又はニの第三欄に掲げる事業規模以上であるもの及び関連対象事業に該当する火力発電所の設置又は変更の工事の事業に係るものに限る。)が当該増設の事業と併せて実施されるときは、当該工事に係る部分を除く。)</p> | <p>一日当たりの排水量(一過性冷却水の排水量を除くものとし、工期を分割する場合(当該増設の事業の着手後五年以内に増設する場合を含む。)にあつては、全体量とする。この項のロの第四欄において同じ。)が一万立方メートル以上増加するもの及び重油の総発熱量に換算をした一時間当たりの燃料使用量(工期を分割する場合(当該増設の事業の着手後五年以内に増設する場合を含む。)にあつては、全体量とする。この項のロの第四欄において同じ。)が二十トン以上増加するもの</p> | <p>一日当たりの排水量が五千立方メートル以上増加するもの及び重油の総発熱量に換算をした一時間当たりの燃料使用量が十トン以上増加するもの</p> |

| 事業の種類 | 事業の要件 | 基本事業の事業規模 | 複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模 |
|--------------------|---|--|--|
| 十六 終末処理場の新設又は増設 | イ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）の新設の事業 | 敷地の面積が十五ヘクタール以上であるもの及び計画処理人口が二十万人以上であるもの | 敷地の面積が七・五ヘクタール以上であるもの及び計画処理人口が十万人以上であるもの |
| | ロ 終末処理場の増設の事業 | 敷地の面積が十五ヘクタール以上増加するもの及び計画処理人口が二十万人以上増加するもの | 敷地の面積が七・五ヘクタール以上増加するもの及び計画処理人口が十万人以上増加するもの |
| 十七 し尿処理施設の新設又は増設 | イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項のし尿処理施設（以下「し尿処理施設」という。）の設置の事業 | 一日当たりの処理能力（当該施設が中水道施設（汚水を浄化して再利用するための施設をいう。）である場合にあっては、当該施設の処理能力に百分の一を乗じて得た数値とする。以下この項において同じ。）が二百五十キロリットル以上であるもの | 一日当たりの処理能力が百二十五キロリットル以上であるもの |
| | ロ し尿処理施設の規模の変更の事業 | 一日当たりの処理能力が二百五十キロリットル以上増加するもの | 一日当たりの処理能力が百二十五キロリットル以上増加するもの |
| 十八 廃棄物焼却等施設の新設又は増設 | イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）を焼却することにより処理するための施設（以下「廃棄物焼却施設」という。）の設置の事業 | 一日当たりの処理能力が百トン以上であるもの | 一日当たりの処理能力が五十トン以上であるもの |
| | ロ 廃棄物を溶融することにより処理するための施設（以下「廃棄物溶融施設」という。）の設置の事業 | 一日当たりの処理能力が百トン以上であるもの | 一日当たりの処理能力が五十トン以上であるもの |
| | ハ 廃棄物焼却施設の規模の変更の事業 | 一日当たりの処理能力が百トン以上増加するもの | 一日当たりの処理能力が五十トン以上増加するもの |
| | ニ 廃棄物溶融施設の規模の変更の事業 | 一日当たりの処理能力が百トン以上増加するもの | 一日当たりの処理能力が五十トン以上増加するもの |
| 十九 砂利等採 | イ 砂利（砂及び玉石を含む。）又は岩石（採石法（昭和二十五年法律第二百九十 | 採取場の区域の面積（工期を分割す | 採取場の区域の面積が十五ヘクター |

| 事業の種類 | 事業の要件 | 基本事業の事業規模 | 複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模 |
|----------------|---|--|--|
| 取事業 | 一号) 第二条に規定する岩石をいう。)の採取の事業 | る場合(採取の開始後十年以内に区域を拡大する場合を含む。)にあつては、全体の区域の面積。以下同じ。)が三十ヘクタール以上であるもの | ル以上であるもの |
| | ロ 千葉県土採取条例第二条第一項に規定する土の採取の事業 | 採取場の区域の面積が三十ヘクタール以上であるもの | 採取場の区域の面積が十五ヘクタール以上であるもの |
| 二十 土砂等の埋立て等の事業 | 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第二条第二項に規定する特定事業である事業(同条例第三十条第三項の規定により同条例の規定を適用しないこととされる市町村の区域において実施されるものを含み、同条例第十条第二号に該当するもの、法対象事業の一部として実施されるもの及び農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域内の農用地等を改良するために実施されるものであつて、知事が特に認めたものを除く。) | イ 国定公園の区域内で実施される事業にあつては、埋立て等に供する区域の面積(以下「埋立面積」という。)が十ヘクタール以上であるもの(自然公園法第三十三条第七項の行為として実施されるものを除く。)ロ 自然公園の区域内で実施される事業にあつては、埋立面積が十ヘクタール以上であるもの(千葉県立自然公園条例第二十条第七項の行為として実施されるものを除く。)ハ 自然環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあつては、埋立面積が十ヘクタール以上であるもの(千葉県 | イ 国定公園の区域内で実施される事業にあつては、埋立面積が五ヘクタール以上であるもの(自然公園法第三十三条第七項の行為として実施されるものを除く。)ロ 自然公園の区域内で実施される事業にあつては、埋立面積が五ヘクタール以上であるもの(千葉県立自然公園条例第二十条第七項の行為として実施されるものを除く。)ハ 自然環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあつては、埋立面積が五ヘクタール以上であるもの(千葉県自然環境保全条例第十一条第六項の行為として |

| 事業の種類 | 事業の要件 | 基本事業の事業規模 | 複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模 |
|-------|-------|---|---|
| | | <p>自然環境保全条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ニ 郷土環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあつては、埋立面積が十ヘクタール以上であるもの（千葉県自然環境保全条例第十八条第二項において準用する同条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ホ 緑地環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあつては、埋立面積が十ヘクタール以上であるもの（千葉県自然環境保全条例第二十三条第二項において準用する同条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ヘ 地域森林計画対象民有林の区域内において実施される事業にあつては、埋立面積が十ヘクタール以上であるもの（森林法第十条の二第一項</p> | <p>実施されるものを除く。)</p> <p>ニ 郷土環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあつては、埋立面積が五ヘクタール以上であるもの（千葉県自然環境保全条例第十八条第二項において準用する同条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ホ 緑地環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあつては、埋立面積が五ヘクタール以上であるもの（千葉県自然環境保全条例第二十三条第二項において準用する同条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ヘ 地域森林計画対象民有林の区域内において実施される事業にあつては、埋立面積が五ヘクタール以上であるもの（森林法第十条の二第一項ただし書に該当する場合及びイからホまでに該</p> |

| 事業の種類 | 事業の要件 | 基本事業の事業規模 | 複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模 |
|-------|-------|--|---|
| | | <p>ただし書に該当する場合及びイトイからへまでに該当するものを除く。)</p> <p>イトイからへまでに掲げる事業以外の事業にあつては、埋立面積が四十ヘクタール以上であるもの</p> | <p>当するものを除く。)</p> <p>イトイからへまでに掲げる事業以外の事業にあつては、埋立面積が二十ヘクタール以上であるもの</p> |

一部改正〔平成一一年規則五七号・一二年一六九号・一三年八五号・一五年一三一号・一八年五六号・二一年八号・二二年二四号・二三年四一号・二四年四二号・二六年四一号・令和二年七十四号〕